

業務用電化厨房契約

(選 択 約 款)

平成 28 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

1	目 的.....	1
2	選択約款の変更.....	1
3	適 用 条 件.....	1
4	料 金.....	1
5	計 量.....	2
6	そ の 他.....	2
	附 則	5
	別 表	7

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷の平準化を促進する等、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の業務用電力または選択約款の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いた

ものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

(2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5（計量）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円24銭
-------------------	-------

5 計 量

- (1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 電化厨房電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

6 そ の 他

- (1) 業務用電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、供給約款7（需給契約の成立および契約期間）、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の規定については、次によります。

イ 需給契約の成立および契約期間

- (イ) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ロ) 契約期間は、次によります。

- a 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- b 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- c 当社は、bにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

ロ 供給の停止

当社は、供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款41（供給の停止）(2)に定める事項については、適用いたしません。

なお、供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の業務用電力を準用するものといたします。

ハ 解約等

(イ) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

- a お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- b お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- c この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(ロ) ロによって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(ハ) お客さまが、供給約款 51（需給契約の廃止）(1)による通知をされな
いで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか
な場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給
契約は消滅するものといたします。

(2) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出して
いただきます。

(3) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あ
らかじめ申し出ていただきます。

(4) この選択約款に定めのない規定については、供給約款の業務用電力にかか
わる規定または業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用
ウィークエンド電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、6（その他）(1)ハ(i)aおよびbにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 すでに業務用電化厨房契約の適用を受けているお客さまの特別措置

この選択約款実施の際現に選択約款の業務用電化厨房契約（平成27年12月1日届出。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けているお客さまについては、6（その他）(1)ロおよびハは適用いたしません。この場合、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の業務用電力にかかわる規定を準用するものといたします。

4 契約期間についての特別措置

この選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約期間は、6（その他）(1)イ(ロ)aにかかわらず、旧選択約款にもとづく平成28年4月1日を含む契約

期間の始期から平成29年3月31日までといたします。

5 この選択約款の実施等にもなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この選択約款の実施にもなう日割計算を行ないません。
- (2) 平成28年8月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器